

がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業に係る留意事項

第1 補助対象となる取組

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）別表2の補助対象経費欄に定めるがん治療の化学療法、緩和ケアに関する研修会とは、在宅がん診療の推進のため、がん診療連携拠点病院等の薬剤師等による薬局薬剤師等の質の向上を目的とした研修会をいう。

第2 補助金の算定

(1) 補助対象外経費

要綱別表2に掲げる経費について、次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

- ア 講習会等の参加者・出席者に対する報償費
- イ 単価5万円以上の備品・機器等の購入費
- ウ 軽微な茶菓代等を除く食料費
- エ その他、がん治療の研修に直接必要と認められない経費

(2) 補助金額の算定

要綱別表2に掲げる補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に要綱別表2の補助率を乗じた額とする。

第3 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業計画書（別紙様式1）
- (2) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）
- (3) その他参考となる書類

第4 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業実績書（別紙様式2）
- (2) 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）
- (3) その他参考となる書類